

徳島県規則第五十四号

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則

徳島県事務委任規則（昭和四十二年徳島県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第十四条（見出しを含む。）中「教育機関」を「徳島県教育委員会が所管する教育機関」に改める。

別表第二服務関係事項の項第五号の5中「臨時的に任用される職員及び」を削る。

別表第二の二徳島県東部保健福祉局長の項第二十七号の1中「同条第四項」を「同条第三項」に改め、同項第五十一号の3中「第十一条の二」を「第十一条の三」に改め、同3を同号の4とし、同号の2の次に次のように加える。

3 第十一条の二第一項の規定による浄化槽の使用の休止の届出の受理及び同条第三項の規定による浄化槽の使用の再開の届出の受理

別表第二の二徳島県東部保健福祉局長の項第五十六号の4中「第二十五条の五第二項」を「第二十九条第二項」に、「特定施設」を「特定施設等」に改め、同号の5中「第二十五条の七」を「第三十一条」に改め、同号の6中「第二十五条の九第一項」を「第三十八条第一項」に改め、同号の7中「第二十七条第一項（第三十二条第三項）」を「第六十一条第一項（第六十六条第三項）」に改め、同項中第八十二号を第八十三号とし、第六十二号から第八十一号までを一号ずつ繰り下げ、同項第六十一号の4中「決定」の下に「及び同条第二項後段の規定による生活困窮者住居確保給付金の支給期間の決定」を加え、同号を同項第六十二号とし、同項中第六十号を第六十一号とし、第五十九号を第六十号とし、第五十八号を第五十九号とし、同項中第六十号中「附則第二条第六項」の下に「から第八項まで」を加え、同号を同項第五十八号とし、同項第五十六号の次に次の一号を加える。

五十七 健康増進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十八号）に関する次のこと。

1 附則第二条第五項の規定による報告の徴収又は職員による立入検査若しくは質問

2 附則第三条第三項の規定による報告の徴収又は職員による立入検査若しくは質問

別表第二の二徳島県東部農林水産局長の項第二十一号を次のように改める。

二十一 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）に関する次のこと

1 第六条第五項の規定による基本構想についての同意

2 第十三条の二第三項の規定による意見の聴取

別表第二の二徳島県東部農林水産局長の項第四十七号中「の締結」の下に「（債務負担行為に基づく契約の締結を含む。）」を加え、同項中第五十一号を第五十二号とし、第四十八号から第五十号までを一号ずつ繰り下げ、第四十七号の次に次の一号を加える。

四十八 農林水産部の分掌に属する工事、維持修繕及び用地取得に係る測量、設計、

試験、調査及び用地取得事務の業務の委託で、その対象額が一件二千万円未満（委託契約締結後に契約内容の変更により当初の委託契約額の三十パーセントを超えない範囲内で委託対象額が増加したため当初の委託契約額と当該増加した委託対象額との合計額が二千万円以上となる場合を含む。）の委託契約の締結（債務負担行為に基づく契約の締結を含む。）

別表第二の二徳島県東部県土整備局長の項第五十二号中「の締結」の下に、「（債務負担行為に基づく契約の締結を含む。）」を加え、同項第六十一号中「の締結」の下に、「（債務負担行為に基づく契約の締結を含む。）」を加え、同号の3中「操作業務」の下に「及び維持修繕業務」を加え、同号の4中「一般公共海岸区域及び同法第三条第一項に規定する海岸保全区域」を「県が管理する公共海岸」に改め、「巡視業務」の下に「及び維持修繕業務」を加え、同号の8中「巡視業務」の下に「及び当該指定された土地にある砂防設備の維持修繕業務」を加え、同号の9中「巡視業務」の下に「及び当該指定された地すべり防止区域内にある地すべり防止施設の維持修繕業務」を加え、同号の10中「巡視業務」の下に「及び当該急傾斜地崩壊危険区域内にある急傾斜地崩壊防止施設の維持修繕業務」を加え、同号の12中「巡視業務」の下に「及び維持修繕業務」を加え、同12の次に次のように加える。

13 県土整備部の分掌に属する工事、維持修繕及び用地取得に係る測量、設計、試験、調査及び用地取得事務の業務の委託で、その対象額が一件二千万円未満（委託契約締結後に契約内容の変更により当初の委託契約額の三十パーセントを超えない範囲内で委託対象額が増加したため当初の委託契約額と当該増加した委託対象額との合計額が二千万円以上となる場合を含む。）の委託契約の締結（債務負担行為に基づく契約の締結を含む。）

別表第二の三徳島県防災人材育成センター所長の項の次に次のように加える。

徳島県立保健製薬環境センター所長

一 徳島県立保健製薬環境センターの設置及び管理に関する条例（平成二十二年徳島県条例第五十一号）に関する次のこと。

- 1 第三条の規定による利用の許可
 - 2 第五条第一項の規定による利用の許可の取消し又は利用の中止命令
 - 3 第六条の規定による使用料の徴収
 - 4 第七条第一項の規定による手数料の徴収
 - 5 第八条の規定による使用料等の減免
- 二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第十六条第一項の規定による情報の公表（定例的なものに限る。）

三 試験等の成績書等の交付

四 研修生の受入れの承認

別表第二の三徳島県動物愛護管理センター所長の項第六号の2中「第十三条第十号」を「第十三条第十一号」に改め、同表徳島県南部こども女性相談センター所長及び徳島県西部こども女性相談センター所長の項の次に次のように加える。

徳島県立図書館長

一 徳島県文化の森総合公園文化施設条例（平成二年徳島県条例第十一号）に関する

次のこと（徳島県立図書館に係るものに限る。）。

- 1 第三条の規定による施設又は用具の利用の許可
- 2 第五条ただし書の規定による損害の賠償責任の全部又は一部の免除

徳島県立博物館長

一 徳島県文化の森総合公園文化施設条例に関する次のこと（徳島県立博物館に係るものに限る。）。

- 1 第三条の規定による施設又は用具の利用の許可
- 2 第五条ただし書の規定による損害の賠償責任の全部又は一部の免除

徳島県立近代美術館長

一 徳島県文化の森総合公園文化施設条例に関する次のこと（徳島県立近代美術館に係るものに限る。）。

- 1 第三条の規定による施設又は用具の利用の許可
- 2 第五条ただし書の規定による損害の賠償責任の全部又は一部の免除

徳島県立文書館長

一 徳島県文化の森総合公園文化施設条例第五条ただし書の規定による損害の賠償責任の全部又は一部の免除（徳島県立文書館に係るものに限る。）

二 徳島県立文書館協議会に対して諮問し、又は建議を受けること。

徳島県立二十一世紀館長

一 徳島県文化の森総合公園文化施設条例に関する次のこと（1及び3については、徳島県立二十一世紀館に係るものに限る。）。

- 1 第三条の規定による施設又は用具の利用の許可
- 2 第四条第一項の規定による観覧料の徴収、同条第二項の規定による使用料の徴収並びに同条第三項の規定による観覧料及び使用料の全部又は一部の免除
- 3 第五条ただし書の規定による損害の賠償責任の全部又は一部の免除

二 徳島県文化の森総合公園文化施設の観覧料及び使用料徴収規則（平成二年徳島県規則第四十九号）に関する次のこと。

- 1 第三条第一項ただし書の規定による観覧料及び使用料の徴収の時期及び方法の特例の決定
- 2 第四条ただし書の規定による観覧料及び使用料の全部又は一部の還付
- 3 第五条の規定による観覧料及び使用料に関し必要な事項の決定

三 徳島県文化の森総合公園文化施設における電気の調達に係る事務の処理

四 徳島県文化の森総合公園文化施設の維持及び管理の業務の委託に関する事務の処理

五 徳島県立二十一世紀館協議会に対して諮問し、又は建議を受けること。

徳島県立鳥居龍蔵記念博物館長

一 徳島県文化の森総合公園文化施設条例第五条ただし書の規定による損害の賠償責任の全部又は一部の免除（徳島県立鳥居龍蔵記念博物館に係るものに限る。）

別表第二の三徳島県立保健製薬環境センター所長の項を削り、同表徳島県立総合看護学校長の項第一号の3中「徴収」の下に「及び同条第二項ただし書の規定による入学料の還付」を加え、同項に次の一号を加える。

二 徳島県立総合看護学校管理規則（平成二十二年徳島県規則第三十四号）第九条第三項の規定による授業料の納付の期日の指定

別表第二の三徳島県立農林水産総合技術支援センター所長の項第一号の9中「徴収」の下に「及び同条第二項ただし書の規定による入学料の全部又は一部の還付」を加え、同項第二号中10を11とし、9を10とし、8の次に次のように加える。

9 第二十一条の規定による授業料の納付の期日の指定

別表第二の三徳島県立農林水産総合技術支援センター所長の項に次の一号を加える。

十七 農業経営基盤強化促進法第十三条の二第三項の規定による意見の聴取（同条第一項第一号の当該二以上の同意市町村の区域が一の徳島県東部農林水産局及び総合県民局の所管区域を超える場合に限る。）

別表第二の三に次のように加える。

徳島県横断道・幹線道路用地推進センター所長

一 県土整備部の分掌に属する用地取得に係る測量、設計、試験、調査及び用地取得事務の業務の委託で、その対象額が一件二千万円未満の委託契約の締結

別表第五その二の表地方自治法第二百三十二条の三の規定による支出負担行為の項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、第十号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 委託料	一千万円未満	千万円未満
-------	--------	-------

別表第五その二の表地方自治法第二百三十二条の三の規定による支出負担行為の項中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号から第二十二号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第九中「教育機関」を「徳島県教育委員会が所管する教育機関」に改め、同表徳島県立中学校の長の項の項名を「徳島県立中学校及び徳島県立中等教育学校の長」に改め、同表徳島県立図書館長の項から徳島県立鳥居龍蔵記念博物館長の項までを削る。

別表第十第一号中「第四号」を「同表その一の表第四号」に、「その二の表」を「同表その二の表」に改める。

別表第十三第八号の1中「五十九の項」を「五十九の三の項」に改め、「七十六の項」を削る。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。